

マーケティング活動支援事業補助金

意欲のある農林漁業者が自ら取り組む農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援します！ ※「ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例」を新設しました！

募集期間

令和7年4月1日から予算額に達するまで（先着順）



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等が対象となります。

区 分		補助要件		補助対象となる農産物	補助率	補助対象経費上限額	補助金上限額
		地域	対象者				
中山間地域農業枠	販売農家※1	上越市中山間地域振興基本条例第2条第1号に定める区域※2であって、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域及び対象農用地であること	中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域において自ら生産した農産物等	2/3以内	30 万円	20 万円
	認定農業者、認定新規就農者		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			45 万円	30 万円
	農業者三者以上で構成される団体		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	40 万円
一般地域農業枠	販売農家※1	中山間地域農業枠以外の地域	—	一般地域において自ら生産した農産物等	1/2以内	30 万円	15 万円
	認定農業者、認定新規就農者		—			40 万円	20 万円
	農業者三者以上で構成される団体		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	30 万円
林業・水産業枠	林業者又は漁業者	—	—	自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等	1/2以内	40 万円	20 万円
	林業者等又は漁業者等三者以上で構成される団体		林産物・水産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	30 万円

※1 経営耕地面積 30a 以上または年間農産物販売額 50 万円以上の農業者等

※2 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域

販路拡大加算特例 申請する補助対象事業のコース番号1から5までに要する経費の合計額が15万円以上となる場合、補助金上限額に10万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。

ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例 **新設** 申請する補助対象事業に係る農林水産物等が「上越市ふるさと上越応援寄附金」の返礼品に係るものである場合、補助金上限額に10万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。

補助対象事業 複数のコースを選択可能です。

1	首都圏マルシェ出店コース	6	販売促進資材作成コース
2	商談会等出展、商談実施コース	7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース
3	販売促進イベント開催、参加コース	8	広告出稿コース
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース
		10	マーケティング等専門家活用コース
		11	商品ブランド力強化コース
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	12	その他のマーケティング活動コース

補助対象事業の内容 複数のコースを選択可能です。

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	首都圏マルシェ出店コース	農林漁業者が首都圏等で実施されるマルシェ（農産物直売所等）に自ら出店し、消費者等に直接販売する事業
2	商談会等出展、商談実施コース	農林漁業者が商談会、展示会等へ出展し、又は新潟県外において商談を行う事業
3	販売促進イベント開催、参加コース	上越産農林水産物等の販売促進イベントを開催し、又は参加する事業
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	上越産農林水産物等をPR・販売するウェブサイト又はインターネットショップを開設・改良する事業
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	上越産農林水産物等を販売するため、インターネット上のショッピングモール(サイト)に新規出店し、又は改良する事業
6	販売促進資材作成コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、チラシ、パンフレット、カタログ、上越産をPRするダンボール箱、のぼり、タペストリー等の販売促進資材を作成する事業 ※既存の販売促進資材を単に更新して作成する経費は補助対象外となります。
7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース	上越産農林水産物等をPRするウェブサイト、インターネットショップ、販売促進資材等に掲載するため、プロカメラマンによる写真撮影又は動画制作を行う事業
8	広告出稿コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、インターネット、新聞、雑誌、テレビ等に広告掲載を行う事業
9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース	・上越市雪中貯蔵施設ユキノハコ、民間の雪室等を活用した上越産農林水産物等の高付加価値化又は雪下野菜の生産等に取り組む事業 ・野菜等を雪室で保管し、学校給食へ出荷する事業
10	マーケティング等専門家活用コース	マーケティングの研修会の開催又は外部研修会の参加、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス、販売促進資材のデザイン指導、作成その他上越産農林水産物等のマーケティング活動を進めるため、マーケティング等の専門家を活用する事業
11	商品ブランド力強化コース	・上越産農林水産物等のブランド力を強化するため、商標登録若しくは各種認証（有機JAS及びGAP認証を除く）を取得し、若しくは更新する事業 ・食味コンクールに出品する事業
12	その他のマーケティング活動コース	1から11までに掲げるコースのほか、上越産農林水産物等のマーケティング活動に取り組む事業

補助対象経費

①謝金、②人件費※1、③旅費、④需用費、⑤役務費、⑥委託料、⑦広告宣伝費、⑧出展費（受講料を含む。）、⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費※2

※1 ②人件費は、販売促進イベント等の参加に伴う販売員の臨時的な雇用（人材派遣サービスの利用を含む。）に要する経費のみ、補助対象経費となります。

※2 ⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費は、上記①～⑧のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と同時に補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費となります。
ただし、学校給食で使用する雪下・雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費については、当該経費のみの支出であっても補助対象経費となります。

☑ のぼり旗やパンフレットを作成し、マルシェに出店したい！



1 首都圏マルシェ出店コース

消費者に対面で販売することで、認知度の向上や、新規顧客の獲得が見込めます。

また、消費者の声を直接聞くことで、消費者がどのような商品に興味を持ち、何を求めているかを知ることができます。

商品をPRするのぼり旗や、商品の魅力を引き出すパンフレットを作成し、固定客を獲得しましょう。



首都圏マルシェ出店



販売促進資材の作成

新設 ふるさと納税の返礼品に係る事業を実施する場合は、補助金上限額に 10 万円が加算されます！（ふるさと上越応援寄附金加算特例）

☑ ふるさと納税の返礼品に同封するパンフレットなどを作成したい！



6 販売促進資材作成コース

☑ ふるさと納税の返礼品に登録するため、掲載する写真の撮影をプロカメラマンに依頼したい。



7 プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース



ふるさと納税サイト掲載用に撮影を委託したお米の写真

返礼品を送る際に自社商品のパンフレットなどを同封することでリピート購入につながる可能性があります。また、サイト掲載用のサムネイル写真をプロに撮影してもらうことで、より選ばれやすい返礼品にすることができます。

☑ 野菜を市内の雪室に保管し、学校給食用に出荷したい！



9 雪室等活用高付加価値化チャレンジコース

野菜を雪室に保管することで、収穫した際の鮮度を長く維持することができます。これにより、収穫時期が限られる野菜でも、長期にわたり安定して学校給食用に出荷することができます。

※市内雪室の例：ユキノハコ（安塚区）、和田雪室（安塚区）、JA えちご上越の雪室（浦川原区）など



雪中貯蔵施設「ユキノハコ」



学校給食の一例

ポイント：学校給食用野菜等は、雪室に保管するとその費用の一部を補助します！

☑ 農産物のブランド力強化のため、商標登録やハラル認証などを取得したい！



11 商品ブランド力強化コース

自社の農産品や農産加工品を商標登録することで、ほかと区別し、ブランディングを図ることができます。また、その他各種認証を取得することにより、新たな販路拡大が期待できます。

フォロワー募集中 農林漁業に関する情報を発信しています！



facebook アカウント
上越市農産物等販売促進実行委員会
市内農産物の販売促進に関する活動やイベント情報、
農業者向けの支援制度の情報を発信しています。

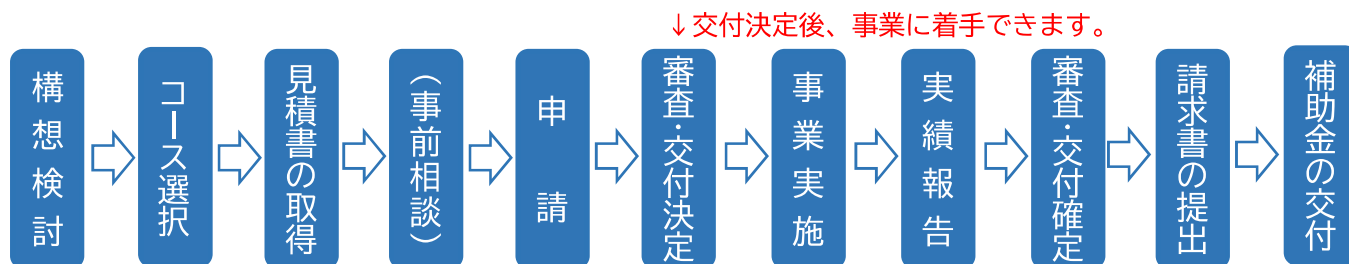


Instagram アカウント
上越市農林水産部
上越市のおいしい旬の「食」や楽しい農林漁業
イベントの情報を発信しています。

注 意 事 項

- ・補助対象となるのは、事業着手前の取組に限ります。（事業着手後の申請はできません。）
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。（事業変更承認申請が必要な場合があります）
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和8年3月31日までに証拠書類（明細付き請求書、領収書等）を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・上越産農林水産物等のPR、販売促進を目的としたものが補助対象であり、単なる経営体のPRのための経費は、補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、補助金上限額内であれば、同一年度内に複数の申請が可能です。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします！！

農林水産物等マーケティング活動個別相談会のご紹介

マーケティングの専門家による個別相談会を開催します。

「インターネットショッピングモールに新規出店したいので、掲載商品の選び方や顧客獲得方法を聞きたい。」、「商品パッケージをリニューアルしたいので、アドバイスが欲しい。」、「販路を拡大するには、何から始めたらよいか。」、「新たに農産加工に取り組みたい。」、「商工業者と連携した新商品を開発したい。」などの課題や悩みについて、専門家に相談できます。

相談対応者は、中小企業者のマーケティング支援を多数行っており、農業者への農産物の販売促進の支援にも実績があります。お気軽にご相談ください。

○対 象 者

市内農林漁業者、上越産農林水産物・農林水産加工品を使用、販売する市内事業者など

○開催日、会場

	開 催 日	会 場
第1回	令和7年8月12日(火)	上越文化会館 4階 小会議室
第2回	令和8年1月20日(火)	(ZOOMによるオンライン相談も可能です)

無料だよ！

○相談開始時間（各回 40 分間）

①9:00 から ②9:45 から ③10:30 から ④11:15 から

○その他

各開催日の1週間前までに申し込みが必要です。
お早めに、下記の問合せ先までご連絡ください。



【上越市ホームページ】
詳細はこちらをご覧ください。

提 出 先
問 合 せ 先

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
T E L 025-520-5751 (係直通) F A X 025-526-6185
E メールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp